

第134回香川県都市計画審議会議事録

日時：平成29年8月22日（火）

午後2時00分から午後3時10分

場所：香川県庁21階 特別会議室

第134回香川県都市計画審議会議事録

1. 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年8月22日(火) 午後2時00分から午後3時10分

(2) 場 所 香川県庁21階 特別会議室

2. 出席委員の氏名

(1) 委 員

1号委員

北村 亜矢子、池田 幸代、岩崎 敬子、白木 渡、田村 照栄、柴田 潤子

2号委員

坂井 康宏(代理 渡邊 貴康)、平井 秀輝(代理 香西 邦信)

4号委員

香川 芳文、三野 康祐

5号委員

森川 輝男

以上 11名

専門委員

国分 伸二(代理 井元 多恵)、葛西 剛

以上 2名

3. 定足数の確認

条例第5条第1項に基づき、委員の過半数が出席し、会議の定足数を満たしていることを確認する。

4. 会議の公開の確認

運営規程第5条第1項に基づき、会議を公開で行うことを確認する。

5. 議事録署名委員指名

運営規程第7条第2項に基づき、議長が田村委員と香川委員を指名する。

6. 参考人の出席

運営規程第6条に基づき、綾川町の職員が参考人として出席して、必要に応じ、説明、意見を述べることについて委員一同が同意する。

7. 議事

○議案第1号 高松広域都市計画用途地域の変更について

参考人である綾川町の職員及び事務局から説明した後、質疑応答に入る。

なお、7月24日に開催した高松市都市計画審議会委員から出された意見について県の方針を事務局から説明。

(高松市都市計画審議会において委員から出された意見)

- ・商業地域の指定については、コミュニティ拠点として位置付けられていること、また、既に大規模商業施設が立地していることなどから、やむを得ないと思われるが、将来における高松市への影響が不透明であるため、新たな商業施設の立地については、市への情報提供を行うなど、連携を図っていただきたい。
- ・綾川町においては、今後、コミュニティ拠点としてメリハリのある土地利用の規制誘導を進めることが望まれる。このため、用途地域以外において、農地との調和による秩序ある土地利用誘導が行えるよう、特定用途制限地域の指定などの規制について、検討すべきと考える。

(事務局)

- ・同一都市計画区域内である高松市と綾川町の間で連携を図るよう助言していく。
- ・用途地域以外での開発圧力に対し、適正な土地利用がなされるように今後協議を行っていく。

(香川委員)

用途地域内では開発を進め、その他の地域では開発を進めないという考えでよいか。

(綾川町)

用途地域内では、国道沿いに都市機能を誘導していく施策について考えていくほか、農地として開発されていない部分が残っているので、適切に誘導できるよう対応していきたい。その他の地域の開発については、本年3月末に農業振興地域の見直しを行っているところであるが、基本的には用途地域内へ誘導していきたい。

(白木委員)

高松市都市計画審議会での意見に関して、新たな商業施設の立地について、高松市と連携を図るほか、用途地域以外の土地利用規制についても、継続的な検討を行っていただきたい。その方針でよろしいか。

(綾川町)

異存なし。

(三野委員)

綾川町は、農業を主体とした町だと思うが、メリハリをつけ農地を守る姿勢を貫いていただきたい。

(綾川町)

承知した。

その他質疑はなく、全員一致により、原案どおり異存なしとなる。

○議案第2号 建築基準法第22条第1項の区域指定について

事務局が説明した後、質疑応答に入る。

(森川委員)

下水道事業について説明いただきたい。

(綾川町)

下水道事業については、用途地域指定部分は、基本的に認可区域もしくは、計画区域となっている。一部区域外が存在するが、幹線的な道路網から区域外接続が可能となる位置付けで整備をしている。

その他質疑はなく、全員一致により、原案どおり異存なしとなる。

8. その他

○報告事項 香川県の都市計画について

事務局より香川県の都市計画について説明した後、質疑応答に入る。

(三野委員)

旧高松市内における人口増加については、マンションによるものと思われる。人口と土地利用は別のものであり、もう少し土地利用の分析をする必要があるのでは。

(事務局)

旧高松市内では、県庁西側の番町を始めとして、空き家や駐車場が増えた土地利用となっている。現在行っている都市計画基礎調査の結果を踏まえ、区域マスタープランの改定に向けて、勉強していきたい。

(森川委員)

より住みよいまちづくりが基本にあると思うので、県、国の方で空き家対策の今後の在り方についてしっかり考えていただきたい。

(白木委員)

香川県では、南海トラフによる大地震が想定されているが、災害発生後、空き家が多く存在すると、居住者の特定が困難となるため、今のうちから対策をする必要がある。また、沿岸部については、南海トラフの被害想定が出ているので、戸建て住宅でなく、マンションの建築が主となり、駐車場が増えている現状があるが、これに規制をかけることは、かなり明確な考え方が必要かと思われる。

一方、多肥、林地区等の内陸の便利なところに居住地を求める傾向があると思うが、線引き廃止の影響も含めて、住み方、人口動態にどのように影響がでているか具体的に把握していただき、次回の審議会では情報提供をお願いしたい。

(事務局)

承知した。

— 審 議 終 了 —

以上のとおり相違ありません。

議事録署名委員
